

原子力規制検査の試運用の状況を 踏まえた対応について

1. 試運用フェーズ1～3の概要について

- (1) 試運用フェーズ1 (2018年10月1日～2019年3月31日)
 - a. 新検査制度に係る文書類の現場活用における問題点の抽出・改善
 - b. 新検査制度における検査活動に対する経験の蓄積
 - c. 各検査ガイドの所要時間やサンプル数の適正化
- (2) 試運用フェーズ2 (2019年4月1日～2019年9月30日)
 - a. 規制事務所における日常検査の計画的かつ継続的な試運用の実施
 - b. 検査気付き事項のスクリーニング、SDP評価の相場感醸成
 - c. 総合的な評価の実施 (大飯発電所)
 - d. 各種会議体 (四半期毎の会議、SERP) の模擬
 - e. グレーデットアプローチの検討 (核燃料施設等や施設状況の考慮)
- (3) 試運用フェーズ3 (2019年10月1日～2020年3月31日)
 - a. 検査に対する習熟及び理解の深化 (本格運用を想定したサンプル数)
 - b. 評価関係の拡充 (試運用現場における指摘事項の模擬SERP、模擬RC)
 - c. 令第41条非該当使用者及び核原料物質使用者に対する試運用

2. 試運用フェーズ3の定量実績（2020年3月末までの見込み）

【発電炉】

日常検査は、99%のサンプル数（設定サンプル数を超えて実施した事務所もある）をこなすことができた。

一部の運転サイト事務所において、サンプル数未達の検査があったが、天候や事業者の工事予定等の関係で年度内の実施ができなくなったなどのためである。

チーム検査は、100%のサンプル数をこなすことができた。

【核燃料施設等】

日常検査は、発電炉との検査ガイドの統合やチーム検査と日常検査の整理のための検証をしつつも、100%のサンプル数をこなすことができた。

チーム検査は、100%のサンプル数をこなすことができた。

※ 試運用の現場におけるチェック／確認は、担当部門管理官や検査監督総括課にて実施してきた。



次ページの試運用の課題と今後対応も含めて総評し、4月からの本格運用には問題無いものと判断した。

しかし、検査経験を更に積むことでの検査クオリティを向上させるなど、今後も必要な検討や対応を行っていく。

3. 試運用における課題と今後の対応 (1/3)

(1) 新検査制度における検査活動に対する経験の蓄積（フェーズ1から継続）

- a. フェーズ1では、リスクインフォームド／パフォーマンスベーストの検査に対する理解不足が散見されたが、現時点では事業者及び多数の検査官が認識して検査活動を行っている。本格運用後も、更なる理解促進に向けた活動（勉強会や情報交換のための会合）を展開していく。
- b. 検査気付き事項の認識不足や検査活動の範囲（広さ、深さ）など、現場での認識に大きな差異があったが、それらを「共通事項に係る検査ガイド」にて定義することとした。合わせて、検査官の活動範囲を明確化し、例えば、検査官が検査で必要に応じて機器等に触れることの可否と範囲などについても、同ガイドで整理している。
- c. パフォーマンスを監視する検査と認識しつつも、その背景状況を理解するためのプロセスなどを確認することに注力される場面が散見された。現時点では、これら背景の認識や情報収集の効率化（アクセス場所の把握や不要な情報の認識）により、大きく改善されている。
- d. 現場での事業者等へのインタビューにおいて、趣旨が伝わらない、被質問者が緊張する、現場作業を中断させてしまうなどの問題が散見されている。

検査官のコミュニケーションを円滑に行うこと及び事業者活動を阻害しないという認識は浸透している。協力企業も含めた事業者の理解醸成、円滑なインタビューのための調整及び事業者等の現場活動に対する検査官の適切な認識（現場監督のように、一見作業員の手が空いているように見える作業なども適切に認識させる）については、本格運用後も継続して向上させていく活動を展開していく。

3. 試運用における課題と今後の対応 (2/3)

(2) 各検査ガイドの所要時間やサンプル数の適正化（フェーズ1から継続）

試運用での経験を元に、検査の精度を維持できる範囲でのサンプル数を設定した。本格運用後は、検査の習熟度向上に伴い検査時間の短縮が見込まれることから、検査の深度やサンプル数の見直し等を適時行っていく。

(3) 規制事務所における日常検査の計画的かつ継続的な試運用の実施（フェーズ2から継続）

保安検査との調和を図り、現在では事務所にて計画を立て、自律的に運用がなされている。フリーアクセスと検査の効率化（事業者に対する資料の所在の確認など）のために事業者に依頼する支援のバランスについても、試行錯誤の結果、整理されつつある。

フェーズ1, 2にて散見された検査運用ガイドの網羅による過度な検査時間もガイドの主旨についての検査官理解の促進に伴い、ある程度効率化されてきている。本格運用後もチーム検査への参画等による事務所検査官の力量向上を図る。

(4) 検査気付き事項のスクリーニング、SDP評価の相場感醸成（フェーズ2から継続）

フェーズ2に散見された検査官同士や事業者との検査気付き事項のスクリーニングにおける取扱いの差異（軽微/軽微超）については、認識の共有はされつつも、現在も課題として継続的に対応している（試運用期間中にて確認している指摘事項は、実用炉：2件、核燃：1件）。実際の事案について、勉強会や情報共有の会議（事業者とは、模擬RCなど）において議論し、その評価の相場観を共有しており、本格運用後も継続していく。

3. 試運用における課題と今後の対応 (3/3)

(5) 総合的な評価の実施（大飯発電所）（フェーズ2から継続）

総合的な評価について実施をし、何を整理すべきかについては、検査の見直しに関するWGにて議論し、整理がなされている。

(6) 各種会議体（四半期毎の会議、SERP、RC）の模擬（フェーズ2から継続）

会議の開催プロセスは適切にできていると確認された。

模擬RCでは過去事例6件を実施しており、内4件では事業者から様々な意見が出されている。核燃料施設等については、定性評価の手法について更なる検討が必要である。

(7) グレーデッドアプローチの検討（核燃料施設等や施設状況の考慮）（フェーズ2から継続）

事業者との面談や規制事務所の情報を元に、施設の状態（供用中/長期停止中/建設中/廃止措置中）に応じたリスクの大きさを念頭に、検査視点の設定や検査対象選定の考え方について共通ガイドに記載した。さらに、試運用や本格運用後の経験で得られる事業者の安全活動の注視すべきポイントを重点化し、検査量配分などを整理しつつ、検査計画等に反映していく。

核燃料施設等における検査では、組織の規模や構造に応じたQMSの確認内容に差を付けるなど、グレーデッドアプローチを意識しつつ検査の深度を考慮する。

(8) 令第41条非該当使用者及び核原料物質使用者に対する試運用（フェーズ3）

現時点まで14事業所において、一部現地検査官と連携して実施。